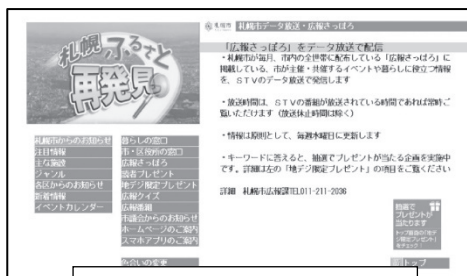


## テーマ1 市政広報について

札幌市では、市のイベントなどのお知らせ情報を、地上デジタルテレビのデータ放送(札幌テレビ放送(STV))と、スマートフォンのアプリ(iさっぽろ)で配信しています。データ放送とアプリでは、市のお知らせ情報を、詳細かつタイムリーにご覧いただくことができるとともに、必要な情報をジャンルや日付、区などで簡単に検索することができます。



データ放送のトップ画面



iさっぽろトップ画面

**問1** あなたは、札幌市からのお知らせ情報が地上デジタルテレビの「データ放送」で配信されていることを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- |                    |   |                               |                                 |
|--------------------|---|-------------------------------|---------------------------------|
| 1 知っていて、利用したことがある  | ⇒ | <input type="checkbox"/> 問1-1 | へ                               |
| 2 知っていたが、利用したことはない | ⇒ | <input type="checkbox"/> 問1-1 | <input type="checkbox"/> 問1-2 へ |
| 3 知らなかった           | ⇒ | <input type="checkbox"/> 問2   | へ                               |

《問1で「1 知っていて、利用したことがある」または「2 知っていたが、利用したことはない」と答えた方にお聞きます。》

**問1-1** あなたは、地上デジタルテレビの「データ放送」で札幌市からのお知らせ情報が配信されていることを、どのような方法で知りましたか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1 広報さっぽろ             | 2 テレビ・ラジオ         |
| 3 新聞                 | 4 チラシ・ポスター        |
| 5 札幌市公式ホームページ        | 6 札幌市公式SNS (※)    |
| 7 札幌市公式以外のホームページやSNS | 8 本や雑誌などの書籍       |
| 9 家族や知人から聞いた         | 10 お店や窓口などで聞いた    |
| 11 フリーペーパー (ふりっぱー)   | 12 データ放送を見ていて気付いた |
| 13 その他 ( )           | 14 覚えていない         |

※ Facebook、Twitter、Instagram、LINE などのソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと

《問1で「2 知っていたが、利用したことはない」と答えた方にお聞きます。》

**問1-2** あなたが、地上デジタルテレビの「データ放送」で、札幌市からのお知らせを利用したことがない理由は何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 1 テレビを持っていないから         | 2 データ放送を見ないから       |
| 3 お知らせ情報を見たいと思わないから    | 4 お知らせ情報を見つけれなかったから |
| 5 お知らせ情報を見る時間がなかったから   | 6 データ放送の見方が分からないから  |
| 7 お知らせ情報は別の手段で入手しているから | 8 その他 ( )           |

《皆さまにお聞きします。》

問2 あなたは、札幌市からのお知らせ情報が「スマートフォンのアプリ(i さっぽろ)」で配信されていることを知っていますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- |                    |   |      |        |
|--------------------|---|------|--------|
| 1 知っていて、利用したことがある  | ⇒ | 問2-1 | へ      |
| 2 知っていたが、利用したことはない | ⇒ | 問2-1 | 問2-2 へ |
| 3 知らなかった           | ⇒ | 問3   | へ      |

《問2で「1 知っていて、利用したことがある」または「2 知っていたが、利用したことはない」と答えた方にお聞きします。》

問2-1 あなたは、「スマートフォンのアプリ(i さっぽろ)」で札幌市からのお知らせ情報が配信されていることを、どのような方法で知りましたか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 広報さっぽろ             | 2 テレビ・ラジオ             |
| 3 新聞                 | 4 チラシ・ポスター            |
| 5 札幌市公式ホームページ        | 6 札幌市公式SNS            |
| 7 札幌市公式以外のホームページやSNS | 8 本や雑誌などの書籍           |
| 9 家族や知人から聞いた         | 10 お店や窓口などで聞いた        |
| 11 フリーペーパー（ふりっぱー）    | 12 データ放送の「札幌市からのお知らせ」 |
| 13 アプリストア            | 14 その他（ ）             |
| 15 覚えていない            |                       |

《問2で「2 知っていたが、利用したことはない」と答えた方にお聞きします。》

問2-2 あなたが、「スマートフォンのアプリ(i さっぽろ)」を利用したことがない理由は何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 スマートフォンを持っていないから
- 2 アプリを使わないから
- 3 アプリの入手方法が分からなかったから
- 4 アプリをダウンロードする時間がなかったから
- 5 お知らせ情報を見たいと思わないから
- 6 使いにくそうだから
- 7 アプリをダウンロードすることでスマートフォンの容量を圧迫するから
- 8 お知らせ情報は別の手段で入手しているから
- 9 その他（ ）

「広報さっぽろ」は、札幌市が発行する広報誌で、毎月、各世帯にお配りし、各区役所などでも配布しています。ここからは「広報さっぽろ」についてお聞きします。

《皆さまにお聞きします。》

**問3** あなたは、「広報さっぽろ」を読んでいますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください(ホームページや電子書籍で読んでいる場合も含まれます。)

- |             |   |                 |
|-------------|---|-----------------|
| 1 必ず読んでいる   | } | ⇒ <b>問4</b> へ   |
| 2 時々読んでいる   |   |                 |
| 3 あまり読んでいない | } | ⇒ <b>問3-1</b> へ |
| 4 全く読んでいない  |   |                 |

《**問3**で「3 あまり読んでいない」または「4 全く読んでいない」と答えた方にお聞きします。》

**問3-1** あなたが、広報さっぽろを読んでいない理由は何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| 1 市政に関心がないから                | 2 自分の知りたい情報が掲載されていないから |
| 3 読む時間がないから                 | 4 表紙のデザインが好きではないから     |
| 5 各ページのデザインや文章などの構成が読みづらいから | 6 文字が多く、読む気になれないから     |
| 7 市政情報は別の手段で入手しているから        |                        |
| 8 その他 ( )                   |                        |

《皆さまにお聞きします。》

**問4** あなたが、広報さっぽろで今後重点的に取り上げてほしい特集記事のテーマは何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1 地域のまちづくり活動 | 2 ボランティア   |
| 3 文化・芸術      | 4 高齢者福祉    |
| 5 障がい者福祉     | 6 子ども・子育て  |
| 7 教育         | 8 ごみ       |
| 9 環境・エネルギー   | 10 健康・食    |
| 11 スポーツ      | 12 防災      |
| 13 公共施設      | 14 その他 ( ) |
| 15 特にない      |            |

《**問4**で「1」から「14」のいずれかに○をつけた方にお聞きします。》

**問4-1** あなたは、**問4**で答えたテーマについて、具体的にどのような特集記事を読みたいと思いますか。あなたのお考えをご自由にお書きください。

## テーマ2 障がい者コミュニケーション条例等について

札幌市では、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用を促進し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、さまざまな施策を行っております。

そこで、皆さまの障がい特性に応じたコミュニケーション手段に対する認知度や意識などをお伺いし、今後の施策の参考にさせていただきます。

**問5** 障がいのある方が使用するコミュニケーション手段で、あなたが知っているものは何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 手話     | 2 要約筆記     |
| 3 触手話    | 4 点字       |
| 5 指点字    | 6 手のひら書き   |
| 7 音訳     | 8 口文字      |
| 9 意思伝達装置 | 10 その他 ( ) |
| 11 特になし  |            |

※以下の設問において、「コミュニケーション上の障がいがある方」とは、身体障がいにより聴覚や視覚からの情報取得や発生が困難な方の他、知的障がいや精神障がいなどにより、コミュニケーションが苦手な方を含みます。

**問6** あなたは、現在の札幌市は、コミュニケーション上の障がいのある方が、情報を取得したり、自分で意見したりしやすいまちだと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 どちらかといえば思わない
- 4 思わない

**問7** あなたは、コミュニケーション上の障がいのある方が暮らしやすいまちをつくっていくため、市民として何かに取り組みたいと思いますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1 そう思う         | } ⇒ <b>問7-1</b> へ |
| 2 どちらかといえばそう思う |                   |
| 3 どちらかといえば思わない | } ⇒ <b>問7-2</b> へ |
| 4 思わない         |                   |

《問7で「1 そう思う」または「2 どちらかといえばそう思う」と答えた方にお聞きします。》

問7-1 あなたは、コミュニケーション上の障がいのある方が暮らしやすいまちをつくっていくため、市民として具体的にどのようなことに取り組みたいと思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 メディア（テレビやSNSなど）の中で、障がいに関する情報があれば気を配る
- 2 講座に参加するなど、障がいのある方のコミュニケーション手段を学習し、実践する
- 3 ボランティア活動へ参加する
- 4 障がいのある方が行う行事、催し物に参加する
- 5 日常生活の場面で困っている方がいたら助ける
- 6 その他（ )

《問7で「3 どちらかといえば思わない」または「4 思わない」と答えた方にお聞きします。》

問7-2 あなたが、コミュニケーション上の障がいのある方が暮らしやすいまちをつくっていくため、市民として何か取り組みたいと思わない理由は何ですか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 取り組む時間がないから
- 2 興味がないから
- 3 きちんと対応できる自信がないから
- 4 何に取り組めばいいかわからないから
- 5 専門の人や関係者に任せた方がいいと思うから
- 6 関わる機会がないから
- 7 その他（ )

《皆さまにお聞きします。》

問8 あなたと障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい）のある方との関わりについて、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 自分自身に障がいがある
- 2 家族や親戚に障がいのある方がいる
- 3 友人や知人に障がいのある方がいる
- 4 職場に障害のある方がいる
- 5 仕事の顧客や取引の相手先に障がいのある方がいる
- 6 施設や支援団体で障がいのある方を支援している
- 7 サークルやボランティアなどで障がいのある方と関係がある
- 8 その他（ )
- 9 身近に障がいのある方はいない

### テーマ3 消費生活に関するトラブル・消費者教育などについて

札幌市消費者センターでは、悪質商法や契約に関するトラブルなど、消費生活全般に関する相談を受け、解決のお手伝いや消費生活に関する講座などを行っています。

そこで、皆さまの消費生活の状況やご意見をお伺いし、今後の参考とさせていただきます。

**問9** あなたは、「札幌市消費者センター」について知っていましたか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 相談や、セミナー・講座、啓発活動を行っていることを知っていた
- 2 相談ができることは知っていた
- 3 何を行っているかは知らないが、名前だけは聞いたことがあった
- 4 知らなかった

**問10** あなたがこれまで消費者トラブル（※）に遭ったとき、解決するためにどのような行動を取りましたか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

また、その方法で問題は解決しましたか。あてはまるものに○をつけてください。

項目	あなたが取った行動に○をつけてください	解決しましたか		
		はい	いいえ	進行中
ア 自分で販売店、メーカー等と交渉した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
イ 自分で解決方法を調べて対処（無視を含む）した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
ウ 家族・親族に相談した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
エ 友人・知人などに相談した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
オ 消費者センターに相談した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
カ 弁護士会・法テラス等の法律相談を利用した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
キ 警察に相談した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
ク 事業者団体が開設する相談窓口相談した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
ケ 町内会・民生委員など地域の方に相談した		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
コ その他（ ）		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
サ 特に何もしていない		⇒ 1	⇒ 2	⇒ 3
シ 消費者トラブルに遭ったことがない				

※ 消費者トラブルの具体例:「電話や訪問販売でしつこく購入や契約を迫られた」「身に覚えのない請求をされた」「意図せずアダルトサイトなどに登録され、請求された」「知らないうちに定期購入契約になっていた」「通販で注文した商品が届かなかった」「賃貸アパート退去時に敷金が戻ってこなかった」など。



**問 1 1** あなたは、消費者個人としてトラブルによる被害に遭わないために、どのような対応を取ることが重要だと思いますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 広報誌や行政からのお知らせ、報道等で情報を収集する
- 2 消費者トラブルにあった時は行政等の相談窓口等を利用する
- 3 商品やサービスに関する意見や疑問に思ったことを、事業者や行政に問い合わせる
- 4 セミナーや講座に参加する
- 5 自分で知識を身につけたり、学習したりする
- 6 消費者団体やグループの活動に参加する
- 7 その他 ( )
- 8 特になし

**問 1 2** 消費者がトラブルによる被害に遭わないために、あなたが札幌市に力を入れてほしいことは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 消費者への情報提供
- 2 悪質業者の取り締まりの強化
- 3 事業者に対し、消費者意見に誠実に対応するように働きかける取り組み
- 4 被害に遭いやすい高齢者・障がい者などの見守り強化
- 5 相談窓口の充実や利便性の向上
- 6 消費生活の知識を習得するための機会（講座・研修など）の充実
- 7 学校での授業など、青少年期における消費生活に関する教育の充実
- 8 その他 ( )
- 9 特になし

暮らしの中で役立つ知識や活動をみんなで学び、成長するための消費生活(日常生活)に関する教育学習や啓発活動のことを「消費者教育」といいます。

**問 1 3** この中であなたが、学校や市民講座で習ったり、ポスターやパンフレットで見たりしたことがあるものはありますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 消費者トラブルに遭ったときの相談先について
- 2 契約やクーリング・オフについて
- 3 悪質商法について
- 4 生活の設計・管理について（クレジットカードやローンなど）
- 5 商品の表示（食品表示やリサイクルに関するマークなど）について
- 6 商品の正しい使い方、使用する際の注意などについて
- 7 地産地消（※1）やフェアトレード（※2）について
- 8 環境問題（リサイクル・資源の節約・食品ロス削減など）について
- 9 インターネットやSNSを使用する際の注意点、マナーについて
- 10 その他 ( )
- 11 特になし ⇒ **問 1 4** へ

⇒ **問 1 3 - 1** へ

※1 地産地消とは、地元で生産されたものを地元で消費するという考え方をいいます。

※2 フェアトレードとは、手工芸品や農産物を公正な価格で取り引きし、企業や地主などから不当な搾取を受けている発展途上国の人々の経済的・社会的な自立を支援する運動をいいます。

《問13で「1」から「10」のうち、一つでも習ったり、見たりしたことがあると答えた方にお聞きします。》

問13-1 あなたは、問13の内容をどのような方法で知りましたか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 家庭における親（保護者）の教育・しつけ
- 2 学校（小学校から高校まで）での授業
- 3 大学・専門学校等の講座やガイダンス
- 4 職場での講座・研修
- 5 消費者センターや消費者団体などが開催する講座やセミナー
- 6 町内会・老人クラブなどの地域の団体や、包括支援センターなどが開催する講座やセミナー
- 7 啓発パンフレットや展示物
- 8 本や新聞
- 9 地下鉄広告
- 10 テレビやラジオ
- 11 ホームページ
- 12 SNS
- 13 その他（ )
- 14 覚えていない

《皆さまにお聞きします》

問14 あなたは、消費者教育の推進のために、何が重要だと思えますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 学校（小学校から高校まで）における授業の充実
- 2 大学・専門学校等における消費者教育に関する講座の充実
- 3 札幌市消費者センターで実施する講座回数の増加
- 4 消費者教育の重要性を市民に知ってもらうための広報やパンフレットでの周知
- 5 団体・事業者（会社）等による自主的な消費者教育の取り組みへの働きかけや支援
- 6 地域など身近な場において講座等を受けることができるしくみづくり
- 7 消費者教育ができる人材の育成
- 8 SNSなどのインターネットを活用した情報提供やオンライン講座の充実
- 9 その他（ )
- 10 特になし





《問15で「9 インターネットを利用していない」を選択した方にお聞きします。》

問15-2 今後、上記の理由が解消されれば、あなたはインターネットを利用したいと思いますか。次の中から、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- 1 利用したい
- 2 どちらかといえば利用したい
- 3 どちらかといえば利用したくない
- 4 利用したくない

《皆さまにお聞きします。》

問16 あなたは、どのような種類のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用していますか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 Twitter(ツイッター)
- 2 Facebook(フェイスブック)
- 3 TikTok(ティックトック)
- 4 LINE(ライン)
- 5 Instagram(インスタグラム)
- 6 Snapchat(スナップチャット)
- 7 Pinterest(ピンタレスト)
- 8 mixi(ミクシィ)
- 9 GREE(グリー)
- 10 その他 ( )
- 11 SNS利用していない

問17 市役所への申請手続や施設の利用申込などが、インターネットなどを通じてできるようになる行政サービスのオンライン化について、あなたはどのように考えますか。次の中から、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。


- 1 推進すべきである
- 2 推進してもよいが、慎重に進めるべきである
- 3 現状で十分である
- 4 その他 ( )
- 5 わからない

問18 あなたが、札幌市の情報化施策に期待することは何ですか。次の中からあてはまるものにくつでも○をつけてください。

- 1 個人情報やプライバシーの権利を保護すること
- 2 高齢者や障がい者など、ICTを使いこなすことが難しい方にも配慮すること
- 3 経済的な事情からICTサービスを利用できない方に配慮すること
- 4 インターネットを利用した詐欺などの犯罪発生を防ぐこと
- 5 有害な情報から子どもたちを守ること
- 6 技術の進歩に的確に対応していくこと
- 7 人と人とのふれあいが失われないよう配慮すること
- 8 経費がかかりすぎないようにすること
- 9 その他 ( )
- 10 特になし

【市政広告】 ※この広告は、市民意識調査とは関係ありません。

**女性ひとりひとりの「はたらく」をサポート!**



子どもの  
預け先が心配

家事との  
両立が心配

プランクが  
心配


時短勤務で  
働きたい

札幌市北区北8条西3丁目  
札幌エルプラザ 4階 (札幌市男女共同参画センター)  
TEL.011-792-6700 FAX.011-792-6701

アクセス JR札幌駅北口より徒歩3分  
(札幌駅北口地下歩道12番出口から直通)  
利用時間 火～土曜日 / 9:00～17:00  
※日月祝、年末年始(12.29～1.3)、エルプラザ休館日は休業


<https://coco-cierge.com> ここシエルジュ

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、一部のサービスを停止する場合があります。詳しくはHPをご確認ください。




働くことに、不安やお悩みはありませんか?  
「ここシエルジュ SAPPORO」は子育て中の  
女性をサポートする札幌市の相談窓口です。

ご利用メニュー (すべて無料)  
個別相談 / セミナー / 職場体験  
出張相談 / メール相談 / 在宅ワーク相談



Webで簡単!  
ご利用登録はコチラ



DV・デートDV 相談窓口

札幌市配偶者暴力相談センター

☎011-728-1234

(月～金▶▶▶8:45～20:00 土・日・祝▶▶▶11:00～17:00)

ひとりで悩まず相談してください

女性のための性暴力被害相談窓口

性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)

☎050-3786-0799(月～金▶▶▶10:00～20:00 ※祝日を除く)

女性相談員が秘密厳守で対応します

最後にあなたご自身のことについておたずねします。あてはまるものに○をつけてください。

**F 1** あなたの性別は

- 1 男性                      2 女性                      3 その他

**F 2** あなたの年齢は(令和3年8月1日現在)

- 1 18～19歳                  2 20～29歳                  3 30～39歳                  4 40～49歳  
5 50～59歳                  6 60～69歳                  7 70～74歳                  8 75歳以上

**F 3** あなたは現在何区にお住まいですか

- 1 中央区                  2 北区                  3 東区                  4 白石区                  5 厚別区  
6 豊平区                  7 清田区                  8 南区                  9 西区                  10 手稲区

**F 4** あなたのご職業は(もっとも近いもの1つに○をつけてください。)

- 1 会社員                  2 公務員                  3 自営業                  4 パート・アルバイト  
5 主婦・主夫                  6 学生                  7 無職                  8 その他

**F 5** あなたの同居しているご家族は(あてはまるものにいくつでも○をつけてください。)

- 1 配偶者                                  2 乳幼児(0～2歳程度)  
3 就学前児童(3～5歳程度)                  4 小学生(6～12歳程度)  
5 中学生(13～15歳程度)                  6 高校生(16～18歳程度)  
7 大学(院)・専門学校生                  8 65歳以上の高齢者  
9 上記「1」～「8」以外の方                  10 いない

調査は以上で終了です。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

記入されました市民意識調査票は、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、無記名のまま切手を貼らずに令和3年9月3日(金)までに、郵便ポストへ投函してください。

**【市政広告】** ※この広告は、市民意識調査とは関係ありません。

庁舎の  
建替に伴い

## 中央区役所・中央保健センターは 仮庁舎へ順次移転します

**移転先住所**  
〒060-8612 中央区大通西2丁目9 **札幌市役所のとなりです**

**移転スケジュール**  
令和3年 **12.20**月**27**月 令和4年 **1.11**火

※課ごとに移転日が異なります。  
詳しくは、中央区ホームページでご確認ください。

**中央区役所 移転 検索**



中央区役所に関するお問い合わせ  
中央区市民部 総務企画課 TEL. 011-205-3205

中央保健センターに関するお問い合わせ  
中央区保健福祉部 健康・子ども課 TEL. 011-511-7222